

令和2年4月30日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚一905）」（以下「運用通達」という。）の一部を下記のとおり改正したので、令和2年4月30日（第6の2（第三者加害の場合における損害賠償との調整関係）の2並びに第6の3（自動車事故による場合における損害賠償との調整関係）の1及び2の改正については、同月1日）以降は、これによってください。

なお、運用通達第1（用語の定義）の第10号に規定する事故発生日が令和2年4月30日前の場合における運用通達第6（国、行政執行法人又は日本郵政株式会社が損害賠償の責めに任ずる場合における損害賠償との調整関係）の1の注1の就労可能年齢及び就労可能年数並びに注4の法定利率による単利年金現価係数については、なお従前の例によってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよ  
うに改める。

---

改正後

改正前

第6 国、行政執行法人又は日本郵政株式会社が損害賠償の責めに任ずる場合における損害賠償との調整関係

第6 国、行政執行法人又は日本郵政株式会社が損害賠償の責めに任ずる場合における損害賠償との調整関係

1 (略)

1 (略)

注1 「就労可能年齢」は、被災職員の事故発生日における次の表の年齢欄に掲げる年齢に応じ、同表の就労可能年齢欄に掲げる年齢とし、「就労可能年数」は、被災職員の被災当時の同表の年齢欄に掲げる年齢に応じ、同表の就労可能年数欄に掲げる年数とする。ただし、判決、示談等において、就労可能年数が明示されている場合は、当該明示された年数によることができる。

注1 「就労可能年齢」は、被災職員の事故発生日における次の表の年齢欄に掲げる年齢に応じ、同表の就労可能年齢欄に掲げる年齢とし、「就労可能年数」は、被災職員の被災当時の同表の年齢欄に掲げる年齢に応じ、同表の就労可能年数欄に掲げる年数とする。ただし、判決、示談等において、就労可能年数が明示されている場合は、当該明示された年数によることができる。

年齢	就労可能年齢	就労可能年数
(略)	(略)	(略)
53	<u>68</u>	<u>15</u>
54	<u>68</u>	<u>14</u>
55	<u>69</u>	<u>14</u>
56	<u>69</u>	<u>13</u>

年齢	就労可能年齢	就労可能年数
(略)	(略)	(略)
53	<u>67</u>	<u>14</u>
54	<u>67</u>	<u>13</u>
55	<u>67</u>	<u>12</u>
56	<u>68</u>	<u>12</u>

5 7	<u>7 0</u>	<u>1 3</u>	5 7	<u>6 8</u>	<u>1 1</u>
5 8	<u>7 1</u>	<u>1 3</u>	5 8	<u>6 9</u>	<u>1 1</u>
5 9	<u>7 1</u>	<u>1 2</u>	5 9	<u>7 0</u>	<u>1 1</u>
6 0	<u>7 2</u>	<u>1 2</u>	6 0	<u>7 0</u>	<u>1 0</u>
6 1	<u>7 2</u>	<u>1 1</u>	6 1	<u>7 1</u>	<u>1 0</u>
6 2	<u>7 3</u>	<u>1 1</u>	6 2	<u>7 1</u>	<u>9</u>
6 3	<u>7 4</u>	<u>1 1</u>	6 3	<u>7 2</u>	<u>9</u>
6 4	<u>7 4</u>	<u>1 0</u>	6 4	<u>7 3</u>	<u>9</u>
6 5	<u>7 5</u>	<u>1 0</u>	6 5	<u>7 3</u>	<u>8</u>
6 6	<u>7 5</u>	<u>9</u>	6 6	<u>7 4</u>	<u>8</u>
6 7	<u>7 6</u>	<u>9</u>	6 7	<u>7 5</u>	<u>8</u>
6 8	<u>7 7</u>	<u>9</u>	6 8	<u>7 5</u>	<u>7</u>
6 9	<u>7 7</u>	<u>8</u>	6 9	<u>7 6</u>	<u>7</u>
7 0	<u>7 8</u>	<u>8</u>	7 0	<u>7 6</u>	<u>6</u>
7 1	<u>7 8</u>	<u>7</u>	7 1	<u>7 7</u>	<u>6</u>
7 2	<u>7 9</u>	<u>7</u>	7 2	<u>7 8</u>	<u>6</u>
7 3	<u>8 0</u>	<u>7</u>	7 3	<u>7 9</u>	<u>6</u>
7 4	<u>8 0</u>	<u>6</u>	7 4	<u>7 9</u>	<u>5</u>
7 5	<u>8 1</u>	<u>6</u>	7 5	<u>8 0</u>	<u>5</u>
7 6	<u>8 2</u>	<u>6</u>	7 6	<u>8 1</u>	<u>5</u>
7 7	<u>8 2</u>	<u>5</u>	7 7	<u>8 1</u>	<u>4</u>
7 8	<u>8 3</u>	<u>5</u>	7 8	<u>8 2</u>	<u>4</u>
7 9	<u>8 4</u>	<u>5</u>	7 9	<u>8 3</u>	<u>4</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8 2	<u>8 6</u>	<u>4</u>	8 2	<u>8 5</u>	<u>3</u>
8 3	<u>8 7</u>	<u>4</u>	8 3	<u>8 6</u>	<u>3</u>

(略)	(略)	(略)
95以上	当該年齢に1年を加えた年齢	1

注2・注3 (略)

注4 「就労可能年数に応じた係数」は、就労可能年数に相当する次の表の年数欄に掲げる年数に応ずる同表の法定利率による単利年金現価係数欄に掲げる数とする。

年数	法定利率による単利年金現価係数
1	<u>0. 9708</u>
2	<u>1. 9142</u>
3	<u>2. 8317</u>
4	<u>3. 7245</u>
5	<u>4. 5941</u>
6	<u>5. 4415</u>
7	<u>6. 2680</u>
8	<u>7. 0744</u>
9	<u>7. 8618</u>
10	<u>8. 6311</u>
11	<u>9. 3829</u>

(略)	(略)	(略)
95	97	2
96	98	2
97以上	当該年齢に1年を加えた年齢	1

注2・注3 (略)

注4 「就労可能年数に応じた係数」は、就労可能年数に相当する次の表の年数欄に掲げる年数に応ずる同表の法定利率による単利年金現価係数欄に掲げる数とする。

年数	法定利率による単利年金現価係数
1	<u>0. 952</u>
2	<u>1. 861</u>
3	<u>2. 731</u>
4	<u>3. 564</u>
5	<u>4. 364</u>
6	<u>5. 134</u>
7	<u>5. 874</u>
8	<u>6. 589</u>
9	<u>7. 278</u>
10	<u>7. 945</u>
11	<u>8. 590</u>

1 2	<u>1 0 . 1 1 8 2</u>	1 2	<u>9 . 2 1 5</u>
1 3	<u>1 0 . 8 3 7 7</u>	1 3	<u>9 . 8 2 1</u>
1 4	<u>1 1 . 5 4 1 9</u>	1 4	<u>1 0 . 4 0 9</u>
1 5	<u>1 2 . 2 3 1 5</u>	1 5	<u>1 0 . 9 8 1</u>
1 6	<u>1 2 . 9 0 7 2</u>	1 6	<u>1 1 . 5 3 6</u>
1 7	<u>1 3 . 5 6 9 5</u>	1 7	<u>1 2 . 0 7 7</u>
1 8	<u>1 4 . 2 1 8 8</u>	1 8	<u>1 2 . 6 0 3</u>
1 9	<u>1 4 . 8 5 5 8</u>	1 9	<u>1 3 . 1 1 6</u>
2 0	<u>1 5 . 4 8 0 8</u>	2 0	<u>1 3 . 6 1 6</u>
2 1	<u>1 6 . 0 9 4 3</u>	2 1	<u>1 4 . 1 0 4</u>
2 2	<u>1 6 . 6 9 6 7</u>	2 2	<u>1 4 . 5 8 0</u>
2 3	<u>1 7 . 2 8 8 4</u>	2 3	<u>1 5 . 0 4 5</u>
2 4	<u>1 7 . 8 6 9 8</u>	2 4	<u>1 5 . 5 0 0</u>
2 5	<u>1 8 . 4 4 1 2</u>	2 5	<u>1 5 . 9 4 4</u>
2 6	<u>1 9 . 0 0 3 0</u>	2 6	<u>1 6 . 3 7 9</u>
2 7	<u>1 9 . 5 5 5 5</u>	2 7	<u>1 6 . 8 0 4</u>
2 8	<u>2 0 . 0 9 9 0</u>	2 8	<u>1 7 . 2 2 1</u>
2 9	<u>2 0 . 6 3 3 7</u>	2 9	<u>1 7 . 6 2 9</u>
3 0	<u>2 1 . 1 6 0 0</u>	3 0	<u>1 8 . 0 2 9</u>
3 1	<u>2 1 . 6 7 8 2</u>	3 1	<u>1 8 . 4 2 1</u>
3 2	<u>2 2 . 1 8 8 4</u>	3 2	<u>1 8 . 8 0 6</u>
3 3	<u>2 2 . 6 9 0 9</u>	3 3	<u>1 9 . 1 8 3</u>
3 4	<u>2 3 . 1 8 5 9</u>	3 4	<u>1 9 . 5 5 4</u>
3 5	<u>2 3 . 6 7 3 8</u>	3 5	<u>1 9 . 9 1 7</u>
3 6	<u>2 4 . 1 5 4 5</u>	3 6	<u>2 0 . 2 7 5</u>
3 7	<u>2 4 . 6 2 8 5</u>	3 7	<u>2 0 . 6 2 5</u>

38	<u>25.0957</u>	38	<u>20.970</u>
39	<u>25.5566</u>	39	<u>21.309</u>
40	<u>26.0111</u>	40	<u>21.643</u>
41	<u>26.4595</u>	41	<u>21.970</u>
42	<u>26.9020</u>	42	<u>22.293</u>
43	<u>27.3387</u>	43	<u>22.611</u>
44	<u>27.7697</u>	44	<u>22.923</u>
45	<u>28.1953</u>	45	<u>23.231</u>
46	<u>28.6154</u>	46	<u>23.534</u>
47	<u>29.0304</u>	47	<u>23.832</u>
48	<u>29.4402</u>	48	<u>24.126</u>
49	<u>29.8451</u>	49	<u>24.416</u>
50	<u>30.2451</u>	50	<u>24.702</u>
51	<u>30.6403</u>	51	<u>24.984</u>
52	<u>31.0310</u>	52	<u>25.261</u>
53	<u>31.4171</u>	53	<u>25.535</u>
54	<u>31.7987</u>	54	<u>25.806</u>
55	<u>32.1761</u>	55	<u>26.072</u>
56	<u>32.5492</u>	56	<u>26.335</u>
57	<u>32.9182</u>	57	<u>26.595</u>
58	<u>33.2832</u>	58	<u>26.852</u>
59	<u>33.6442</u>	59	<u>27.105</u>
60	<u>34.0013</u>	60	<u>27.355</u>
61	<u>34.3547</u>	61	<u>27.602</u>
62	<u>34.7044</u>	62	<u>27.846</u>
63	<u>35.0504</u>	63	<u>28.087</u>

6 4	<u>3 5 . 3 9 2 8</u>
6 5	<u>3 5 . 7 3 1 8</u>

注5 (略)

2～7 (略)

第6の2 第三者加害の場合における損害賠償との調整関係

1 (略)

2 損害賠償を受ける前に補償を行った場合の取扱い

- (1) 補償法第6条第1項の規定により国が取得する求償権の範囲は、補償の種類ごとに補償の事由と同一の事由による損害に係る請求し得る損害額（受給権者が第三者に対して有する損害賠償請求権に属する金額をいう。以下同じ。）の範囲内で、事故発生日から起算して5年（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）に基づく自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）又は自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）に対し損害賠

6 4	<u>2 8 . 3 2 5</u>
6 5	<u>2 8 . 5 6 0</u>

注5 (略)

2～7 (略)

第6の2 第三者加害の場合における損害賠償との調整関係

1 (略)

2 損害賠償を受ける前に補償を行った場合の取扱い

- (1) 補償法第6条第1項の規定により国が取得する求償権の範囲は、補償の種類ごとに補償の事由と同一の事由による損害に係る請求し得る損害額（受給権者が第三者に対して有する損害賠償請求権に属する金額をいう。以下同じ。）の範囲内で、事故発生日から起算して3年を経過した日までの間に行った補償の額に相当する金額とする。

償額等の請求を行うことがで  
きる場合の求償にあつては、  
3年）を経過した日までの間  
に行った補償の額に相当する  
金額とする。

(2)・(3) (略)

3 (略)

第6の3 自動車事故による場合に  
おける損害賠償との調整関係

1 事務の調整

自動車事故による災害につい  
て、補償と責任保険又は責任共  
済の給付とが競合する場合には  
、実施機関の長は、補償を行う  
前に、管轄店（責任保険の管轄  
店をいう。以下同じ。）又は協  
同組合（自賠法第6条第2項各  
号に掲げる協同組合をいう。以  
下同じ。）に対し、あらかじめ  
補償を行おうとする年月日、当  
該補償に係る金額等について別  
表第3に定める様式の書面によ  
り通知するとともに、損害賠償  
額、保険金若しくは共済金又は  
仮渡金の請求の有無、支払年月  
日又は支払予定年月日、当該支

(2)・(3) (略)

3 (略)

第6の3 自動車事故による場合に  
おける損害賠償との調整関係

1 事務の調整

自動車事故による災害につい  
て、補償と自動車損害賠償保障  
法（昭和30年法律第97号。  
以下「自賠法」という。）に基  
づく自動車損害賠償責任保険（  
以下「責任保険」という。）又  
は自動車損害賠償責任共済（以  
下「責任共済」という。）の給  
付とが競合する場合には、実施  
機関の長は、補償を行う前に、  
管轄店（責任保険の管轄店をい  
う。以下同じ。）又は協同組合  
（自賠法第6条第2項各号に掲  
げる協同組合をいう。以下同じ  
。）に対し、あらかじめ補償を  
行おうとする年月日、当該補償

払に係る金額等について照会するものとする。なお、この照会に対しては、管轄店又は協同組合より、損害賠償額、保険金若しくは共済金（いずれも内払金を含む。以下同じ。）又は仮渡金の請求の有無、支払年月日、当該請求又は支払に係る金額、受領者等について、別表第4に定める様式の書面により、実施機関の長宛て遅滞なく回答されることとなっている。

## 2 免責又は求償

受給権者が責任保険又は責任共済から損害賠償額等の支払を受け、又はこれらに対し損害賠償額等の請求を行うことができる場合の免責又は求償については、第6（国、行政執行法人又は日本郵政株式会社が損害賠償

に係る金額等について別表第3に定める様式の書面により通知するとともに、損害賠償額、保険金若しくは共済金又は仮渡金の請求の有無、支払年月日又は支払予定年月日、当該支払に係る金額等について照会するものとする。なお、この照会に対しては、管轄店又は協同組合より、損害賠償額、保険金若しくは共済金（いずれも内払金を含む。以下同じ。）又は仮渡金の請求の有無、支払年月日、当該請求又は支払に係る金額、受領者等について、別表第4に定める様式の書面により、実施機関の長あて遅滞なく回答されることとなっている。

## 2 免責又は求償

受給権者が責任保険又は責任共済から損害賠償額等の支払を受け、又はこれらに対し損害賠償額等の請求を行うことができる場合の免責又は求償については、第6（国、行政執行法人又は日本郵政株式会社が損害賠償

の責めに任ずる場合における損害賠償との調整関係)及び第6の2(第三者加害の場合における損害賠償との調整関係)によるほか、原則として次によるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 1の回答が発せられた後において、受給権者が損害賠償額の支払を請求したとき、又は損害賠償額若しくは仮渡金の支払を受けたときは、その旨受給権者から実施機関の長宛て別表第5に定める様式の書面により届出を行わせるものとする。

(7)・(8) (略)

(9) 責任保険又は責任共済から、後遺障害による損害に対して、支払限度額により支払われた損害賠償額のうち障害補償又は障害補償年金前払一時金と同一の事由による損害に係る額は、昭和53年6月30日以前に発生した事故の場合にあっては、当該損害賠償

の責めに任ずる場合における損害賠償との調整関係)及び第6の2(第三者加害の場合における損害賠償との調整関係)によるほか、原則として次によるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 1の回答が発せられた後において、受給権者が損害賠償額の支払を請求したとき、又は損害賠償額若しくは仮渡金の支払を受けたときは、その旨受給権者から実施機関の長宛て別表第5に定める様式の書面により届出を行わせるものとする。

(7)・(8) (略)

(9) 責任保険又は責任共済から、後遺障害による損害に対して、支払限度額により支払われた損害賠償額のうち障害補償又は障害補償年金前払一時金と同一の事由による損害に係る額は、昭和53年6月30日以前に発生した事故の場合にあっては、当該損害賠償

額に、次の表に掲げる事故発生  
の時期の区分に応じて、そ  
れぞれ同表比率等欄に掲げる  
比率を乗じて得た額（その額  
に1万円未満の端数を生じた  
ときは、これを切り捨てる。  
）とし、昭和53年7月1日  
以降に発生した事故の場合に  
あつては、同表に掲げる事故  
発生  
の時期の区分に応じて、  
それぞれ同欄に掲げる障害等  
級に応ずる額とする。

事故発生 の時期	比率等
(略)	(略)
平成14 年4月1 日から令 和2年3 月31日 まで	第1級 1,900 万円 (被扶養者のあると き1,700万円) 第2級 1,632 万円 (被扶養者のあると き1,462万円) 第3級 1,390 万円 (被扶養者のあると

額に、次の表に掲げる事故発生  
の時期の区分に応じて、そ  
れぞれ同表比率等欄に掲げる  
比率を乗じて得た額（その額  
に1万円未満の端数を生じた  
ときは、これを切り捨てる。  
）とし、昭和53年7月1日  
以降に発生した事故の場合に  
あつては、同表に掲げる事故  
発生  
の時期の区分に応じて、  
それぞれ同欄に掲げる障害等  
級に応ずる額とする。

事故発生 の時期	比率等
(略)	(略)
平成14 年4月1 日以降	第1級 1,900 万円 (被扶養者のあると き1,700万円) 第2級 1,632 万円 (被扶養者のあると き1,462万円) 第3級 1,390 万円 (被扶養者のあると

き 1, 246万円)  
第4級 1, 177  
万円  
第5級 975万円  
第6級 798万円  
第7級 642万円  
第8級 495万円  
第9級 371万円  
第10級 274万  
円  
第11級 196万  
円  
第12級 131万  
円  
第13級 82万円  
第14級 43万円

令和2年 第1級 1, 850  
4月1日 万円  
以降 (被扶養者のあると  
き 1, 650万円)  
第2級 1, 592  
万円  
(被扶養者のあると  
き 1, 422万円)  
第3級 1, 358  
万円

き 1, 246万円)  
第4級 1, 177  
万円  
第5級 975万円  
第6級 798万円  
第7級 642万円  
第8級 495万円  
第9級 371万円  
第10級 274万  
円  
第11級 196万  
円  
第12級 131万  
円  
第13級 82万円  
第14級 43万円

	(被扶養者のあるとき 1, 214 万円)
第4級	1, 152 万円
第5級	956 万円
第6級	784 万円
第7級	632 万円
第8級	488 万円
第9級	367 万円
第10級	271 万円
第11級	195 万円
第12級	130 万円
第13級	82 万円
第14級	43 万円

(10) 責任保険又は責任共済から、死亡による損害に対して、支払限度額により支払われた損害賠償額のうち、遺族補償又は遺族補償年金前払一時金と同一の事由による損害に係る額は、昭和56年4月30日以前に発生した事故の場合にあつては、当該損害賠償額

(10) 責任保険又は責任共済から、死亡による損害に対して、支払限度額により支払われた損害賠償額のうち、遺族補償又は遺族補償年金前払一時金と同一の事由による損害に係る額は、昭和56年4月30日以前に発生した事故の場合にあつては、当該損害賠償額

に、次の表の比率等欄に掲げる比率を乗じて得た額とし、昭和56年5月1日以降に発生した事故の場合にあっては、同表に掲げる事故発生の時期の区分に応じて、それぞれ同欄に掲げる責任保険又は責任共済に対する慰謝料の請求権者数に応ずる額とする。

事故発生の時期	比率等
(略)	(略)
平成14年4月1日から令和2年3月31日まで	請求権者1名 2, 040万円 (被災職員に被扶養者のあるとき1, 840万円) 請求権者2名 1, 940万円 (被災職員に被扶養者のあるとき1, 740万円) 請求権者3名以上 1, 840万円 (被災職員に被扶養者のあるとき1, 6

に、次の表の比率等欄に掲げる比率を乗じて得た額とし、昭和56年5月1日以降に発生した事故の場合にあっては、同表に掲げる事故発生の時期の区分に応じて、それぞれ同欄に掲げる責任保険又は責任共済に対する慰謝料の請求権者数に応ずる額とする。

事故発生の時期	比率等
(略)	(略)
平成14年4月1日以降	請求権者1名 2, 040万円 (被災職員に被扶養者のあるとき1, 840万円) 請求権者2名 1, 940万円 (被災職員に被扶養者のあるとき1, 740万円) 請求権者3名以上 1, 840万円 (被災職員に被扶養者のあるとき1, 6

	40万円)
令和2年 4月1日 以降	請求権者1名 1, 950万円 (被災職員に被扶養 者のあるとき1, 7 50万円) 請求権者2名 1, 850万円 (被災職員に被扶養 者のあるとき1, 6 50万円) 請求権者3名以上 1, 750万円 (被災職員に被扶養 者のあるとき1, 5 50万円)

(11) 責任保険又は責任共済から、死亡による損害に対して、支払限度額により支払われた損害賠償額のうち、葬祭補償と同一の事由による損害に係る額は、昭和56年4月30日以前に発生した事故の場合にあつては、当該損害賠償額に、次の表に掲げる事故発生の時期の区分に応じて、それ

	40万円)
--	-------

(11) 責任保険又は責任共済から、死亡による損害に対して、支払限度額により支払われた損害賠償額のうち、葬祭補償と同一の事由による損害に係る額は、昭和56年4月30日以前に発生した事故の場合にあつては、当該損害賠償額に、次の表に掲げる事故発生の時期の区分に応じて、それ

ぞれ同表比率等欄に掲げる比率を乗じて得た額（昭和50年7月1日以降の時期に発生した事故の場合にあっては、1万円未満の端数はこれを切り捨てる。）とし、昭和56年5月1日以降に発生した事故の場合にあっては、同表に掲げる事故発生の時期の区分に応じて、それぞれ同欄に掲げる額とする。

事故発生の時期	比率等
(略)	(略)
平成9年5月1日から令和2年3月31日まで	60万円
令和2年4月1日以降	100万円

(12) (略)

3・4 (略)

ぞれ同表比率等欄に掲げる比率を乗じて得た額（昭和50年7月1日以降の時期に発生した事故の場合にあっては、1万円未満の端数はこれを切り捨てる。）とし、昭和56年5月1日以降に発生した事故の場合にあっては、同表に掲げる事故発生の時期の区分に応じて、それぞれ同欄に掲げる額とする。

事故発生の時期	比率等
(略)	(略)
平成9年5月1日以降	60万円

(12) (略)

3・4 (略)

以 上